

特定非営利活動促進法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法施行条例(平成10年栃木県条例第34号。以下「条例」という。)に基づき、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)及び条例の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請書等)

第2条 条例第2条第1項の申請書は、別記様式第1号によるものとする。

2 条例第2条第2項の規則で定める書面は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 役員が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者である場合 住民基本台帳法第12条第1項に規定する住民票の写し

(2) 役員が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合 当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項第2号に掲げる書面が外国語で作成されている場合には、翻訳者を明らかにした日本語による翻訳文を添付するものとする。

4 第2項各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。

(縦覧)

第3条 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧は、栃木県県民生活部県民文化課において、執務時間中にしなければならない。

(認証申請書等の補正)

第4条 法第10条第4項の規定による補正は、別記様式第2号により行うものとする。

(設立の登記の届出)

第5条 法第13条第2項の規定による届出は、別記様式第3号により行うものとする。

(役員の変更等の届出)

第6条 法第23条第1項の規定による届出は、別記様式第4号により行うものとする。

2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第4項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款の変更の認証申請書等)

第7条 条例第3条第1項の申請書は、別記様式第5号によるものとする。

2 第4条の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第4項の補正について準用する。

(定款の変更の届出)

第8条 法第25条第6項の規定による届出は、別記様式第6号により行うものとする。

(定款の変更に係る登記の完了を証する書面の提出)

第9条 法第25条第7項の規定による書類の提出は、別記様式第7号により行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第10条 法第29条の規定による書類の提出は、別記様式第8号により行うものとする。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第11条 条例第6条の規定による閲覧及び謄写は、栃木県県民生活部県民文化課において、執務時間中にしなければならない。

2 条例第6条の規定により事業報告書等を閲覧し、又は謄写しようとする者は、別記様式第9号による請求書を知事に提出しなければならない。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第12条 特定非営利活動法人は、法第31条第2項の認定を受けようとするときは、別記様式第10号による申請書を知事に提出しなければならない。

(解散の届出)

第13条 法第31条第4項の規定による届出は、別記様式第11号に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(清算中に就任した清算人の届出)

第14条 法第31条の8の規定による届出は、別記様式第12号に清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第15条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、別記様式第13号による申請書を知事に提出しなければならない。

(清算終了の届出)

第16条 法第32条の3の規定による届出は、別記様式第14号に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(合併の認証申請書等)

第17条 条例第7条の申請書は、別記様式第15号によるものとする。

2 第2条第2項から第4項までの規定は法第34条第5項において準用する法第10条第1項の規定により申請書に添付して知事に提出する書類について、第4条の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第4項の補正について、それぞれ準用する。

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第18条 法第35条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

(合併の登記の届出)

第 19 条 法第 39 条第 2 項において準用する法第 13 条第 2 項の規定による届出は、別記様式第 16 号により行うものとする。

(身分証明書)

第 20 条 法第 41 条第 3 項（法第 64 条第 7 項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、別記様式第 17 号によるものとする。

(認定の申請書)

第 21 条 条例第 8 条の申請書は、別記様式第 18 号によるものとする。

第 22 条 削除

(認定の有効期間の更新申請書)

第 23 条 条例第 9 条において準用する条例第 8 条の申請書は、別記様式第 19 号によるものとする。

(定款の変更の認証に係る書類の提出)

第 24 条 法第 52 条第 2 項の規定による書類の提出は、別記様式第 20 号により行うものとする。

(代表者の氏名の変更の届出)

第 25 条 法第 53 条第 1 項の規定による届出は、別記様式第 21 号により行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第 26 条 法第 55 条第 1 項の規定による書類の提出は、別記様式第 22 号により行うものとする。

(助成金支給書類の提出)

第 27 条 法第 55 条第 2 項の規定による書類の提出は、別記様式第 23 号により行うものとする。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第 28 条 第 11 条の規定は、条例第 11 条の規定による役員報酬規程等の閲覧及び謄写について準用する。

(合併の認定の申請書)

第 29 条 条例第 12 条の申請書は、別記様式第 24 号によるものとする。

(特例認定の申請書)

第 30 条 条例第 14 条において準用する条例第 8 条の申請書は、別記様式第 25 号によるものとする。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第 31 条 第 24 条から第 29 条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(届出等に係る電子情報処理組織)

第 32 条 条例第 16 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規則で定める電子情報処理組織は、知事の使用に係る電子計算機と、提出、添付又は届出（以下「届出等」という。）をする者の使用に係る電子計算機であって当該知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による届出等)

第 33 条 条例第 16 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により届出等を行おうとする者は、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該届出等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該届出等をする者の使用に係る電子計算機であって知事が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

2 知事が定める届出等を前項の規定により行おうとする者は、当該届出等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

(通知等に係る電子情報処理組織)

第 34 条 条例第 17 条第 2 項の規則で定める電子情報処理組織は、知事の使用に係る電子計算機と、通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による通知等)

第 35 条 知事は、条例第 17 条第 2 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知等を行う場合には、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(通知等を受ける旨の表示の方式)

第 36 条 条例第 17 条第 2 項ただし書の規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第 35 条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知等を受けることを希望する旨の知事が定めるところによる届出

(電磁的記録による閲覧等)

第 37 条 知事は、条例第 16 条第 4 項又は第 17 条第 3 項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により閲覧又は縦覧（以下「閲覧等」という。）を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該閲覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により閲覧等を行うものとする。

(電磁的記録による保存の方法)

第 38 条 特定非営利活動法人は、条例第 18 条第 1 項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の保存を行う場合には、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 特定非営利活動法人は、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合には、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるようにしなければならない。

(電磁的記録による作成の方法)

第 39 条 特定非営利活動法人は、条例第 18 条第 2 項の規定により、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合には、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第 40 条 特定非営利活動法人は、条例第 18 条第 3 項の規定により、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合には、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

附 則

この規則は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年規則第 32 号)

この規則は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年規則第 6 号)

この規則は、公布の日(平成 17 年 3 月 7 日)から施行する。

附 則 (平成 17 年規則第 53 号)

この規則は、公布の日(平成 17 年 6 月 22 日)から施行する。

附 則 (平成 18 年規則第 67 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日(平成 18 年 6 月 23 日)から施行する。

附 則 (平成 19 年規則第 19 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年規則第 61 号) 抄

- 1 この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年規則第 14 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、同年 7 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 29 年規則第 9 号)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 70 号) 附則第 8 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 54 条第 4 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。) の書類の提出に関する改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和 3 年規則第 5 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和 3 年規則第 31 号)

この規則は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

附 則 (令和 3 年規則第 50 号)

この規則は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年規則第 40 号)

この規則は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。